

## 指名停止等一覧表

期間：令和3年7月1日～令和3年9月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 吉村建設	熊本県荒尾市府本399番地	自:令和3年8月25日 至:令和3年12月24日	4ヵ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準） 別表第2第13号 （建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の 規定に反し、工事の請負契約の相手として不相当であると認めら れるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	本件については、株式会社吉村建設が平成28年8月31日、平成30年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の民間工事を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。